弁護士法人規程（会規第四十七号）中一部改正公告

弁護士法人規程（会規第四十七号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月六日

日本弁護士連合会

弁護士法人規程（会規第四十七号）中一部改正

弁護士法人規程（会規第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「金六万円の入会金」を「入会金三万円」に改める。

第十四条第一項中「第七条及び第八条」を「第七条」に、「金五千円の届出手数料」を「届出手数料二千円」に改める。

附　則

第十三条及び第十四条第一項の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程（会規第九十六号）中一部改正公告

弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程（会規第九十六号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月六日

日本弁護士連合会

弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程（会規第九十六号）中一部改正

弁護士名簿の登録料納付の免除等に関する規程（会規第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「登録等」を「登録」に改め、同条中「に対しては会則第二十三条第一項第一号」を「に対し、会則第二十三条第一項第一号」に改め、「、同法第七条第四項又は第五項の規定により弁護士名簿の登録取消しを請求する者に対しては会則第二十三条第一項第四号に規定する登録料の納付を、それぞれ」を削る。

附　則

第四条の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

日本弁護士連合会会則中一部改正公告

日本弁護士連合会会則の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月六日

日本弁護士連合会

日本弁護士連合会会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第十九条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　弁護士であつた者が弁護士名簿に登録を請求するときは、第一項第一号の登録請求書に弁護士であつた事実及び登録取消し前の登録番号を記載し、かつ、登録取消し前の弁護士名簿に登録されていた者と同一人であることを証する書類を提出しなければならない。

附　則

第十九条第三項から第五項までの改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

日本弁護士連合会会則中一部改正公告

日本弁護士連合会会則の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月六日

日本弁護士連合会

日本弁護士連合会会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「帯用」を「携帯」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、本会の発行した身分証明書の携帯をもつてこれに代えることができる。

附　則

第二十九条第二項の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）中一部改正公告

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月六日

日本弁護士連合会

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）中一部改正

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出しを「（記章等の携帯）」に改め、同条第一項中「帯用」を「携帯」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、本会の発行した身分証明書の携帯をもつてこれに代えることができる。

第三十五条第二項中「記章」の下に「及び身分証明書」を加える。

附　則

第三十五条の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

平成25年12月27日　　徳島県教育委員会

1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

平田茂樹、長崎県、徳島県教育委員会

(1)　小学校教諭2種免許状

(2)　中学校教諭1種免許状（美術）

(3)　高等学校教諭1種免許状（美術）

2　失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第3号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・生年月日不詳

上記の者は、平成25年12月2日に千葉県柏市大字布施字高野611－1の用水路内にて発見されました。身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨を保管していますので、お心当たりの方は、本市保健福祉部生活支援課まで申し出てください。

平成25年12月27日

千葉県

柏市長　秋山　浩保

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不明（自称名「安田嵜代子（ヤスダキヨコ）」、年齢60～70歳代の女性、所持品なし

上記の者は、平成25年9月15日午後10時30分頃、大阪府茨木市庄一丁目4番14号重西文化1階奥にて発見され、後に、救急隊が死亡を確認しました。

遺体は、検視の上、火葬に付し、遺骨は茨木市斎場に保管してありますので、心当たりのある方は茨木市福祉事務所福祉政策課まで申し出てください。

平成25年12月27日

大阪府

茨木市福祉事務所所長　田川　正文

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十五年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

北海道天塩郡豊富町字豊富表通四丁目六番地

有限会社髙倉商店

清算人　髙倉　敦子

解散公告

当社は、平成二十五年十二月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

札幌市中央区北四条東二丁目七番地

株式会社ナスペック

代表清算人　枝村　真理

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十七日

青森県八戸市城下四丁目二〇番一五号

有限会社大東宅建

清算人　林　榮鎬